

お問い合わせは下記の『専用ダイヤル』へ！



0570-060-222(ナビダイヤル)

※IP電話・PHSからは「03-6700-1108」にお電話ください。

受付時間

○月～金曜日：午前8:30～午後5:15
ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付

○第2土曜日：午前9:30～午後4:00
* 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルの通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。ただし携帯電話の場合は全額発信者負担となります。

※IP電話・PHS用電話(03-6700-1108)の通話料金は、全額発信者負担となります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

「私の履歴整理表」の記入用紙を差上げます。

右のいろいろな記録を、手軽に確認するために、ご夫婦で、ご自分の「記憶」を「記録」に置き換えてみましょう。社会保険事務所や年金相談センターには「私の履歴整理表」が備えつけてあります。これを利用なさると、年金記録の確認がしやすくなり、ご相談の時間が短くなります。

ご夫婦での相談が肝要で、ご夫婦の生年月日を入れた用紙を差上げますので、お申し出ください。

日本年金機構設立についてのお知らせ

平成22年1月1日に、社会保険庁は「日本年金機構」に生まれ変わります。

- 社会保険事務所は「年金事務所」となりますが、電話番号は変わりません。
- 年金の支払いや、各種の届出も、従来同様です。
- 職員一同、気持ちをあらたに出直しますので、よろしくお願いたします。

表面の表に記載されていなくても、次のような期間があれば、「必要な加入期間」に加算されます。

◆合算対象期間(「カラ期間」と呼ばれています。)

よくある「合算対象期間(カラ期間)」には、次の3種類があります。右の図のようなケースがあれば、「必要な加入期間」に加算されます。

このほかにもありますので、詳しくは、左記の「専用ダイヤル」またはお近くの社会保険事務所や年金相談センターにお問い合わせください。

(1) 専業主婦のサラリーマンの妻で、昭和61年3月まで国民年金に加入していなかった期間(右図①)

(2) 海外に在住していた期間(右図②)

※なお、次の国々(協定相手国)で働いていた方々はこれまで日本及び協定相手国の年金を受け取るための期間を満たしていなかった方でも、社会保障協定により、協定相手国及び日本の年金加入期間を相互に通算し、日本及び相手国の年金を受給することができます。(平成21年4月現在)
ドイツ アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア オランダ チェコ (スペイン(準備中))

(3) 学生(20歳以上)の期間で、平成3年3月まで国民年金に加入しなかった期間(右図③)

◆共済組合等の加入期間

平成8年以前に退職した共済組合等の加入期間のうち、社会保険庁に情報提供されていない期間

◆基礎年金番号以外の年金手帳記号番号で加入していた期間

◆第3号被保険者の未届出期間(被用者年金加入者に扶養されていた期間)

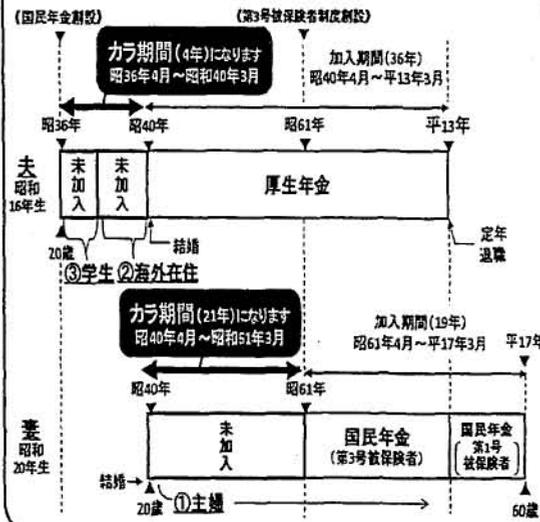
国民年金の第3号被保険者の届出がなく、保険料納付済期間とされていない期間

※この期間については、平成17年4月1日以降に従来の未届けを解消できる特例届出ができるようになりました。

《本状をお送りするまでの間に、既に確認がお済みの方について、行き違いがありましたらご容赦ください。》

社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) にも年金加入期間に関する内容を掲載していますのでご利用ください。

合算対象期間(カラ期間)になる例



平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況												
<p>4. 相談、情報提供等に関する事項</p> <p>(1) 年金相談の充実</p> <p>ア 年金事務所等における待ち時間の短縮や平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、また、「ねんきん定期便」及び「厚生年金加入記録のお知らせ」の実施による相談の増加に対応するため、年金相談について以下の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休み時間帯における年金相談の実施 ・ 毎週月曜日における年金相談の受付時間の延長 ・ 毎月第2土曜日における年金相談の実施 ・ ねんきん定期便専用ダイヤル増席 <p>イ 窓口の混雑状況（事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間）をホームページ等で提供するとともに、混雑時の待ち時間の目安等の積極的な情報提供や手続のご案内により、手続や相談のためにわざわざ年金事務所に来ていただく必要を減らすこと、及び予約制による年金相談を含めた対策により、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えないよう待ち時間の短縮に努める。</p>	<p>○昼休み時間帯における年金相談を実施するとともに、毎週月曜日の窓口開所時間の延長（19時まで）及び第2土曜日における年金相談を実施しました。</p> <p>○「厚生年金加入記録のお知らせ」の実施による相談の増加に対応するため、平成22年2月1日から、専用ダイヤルを600席から800席へ200席増席しました。</p> <p>○年金事務所窓口における待ち時間の短縮などのため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口の混雑状況をホームページで提供 ・ 全ての事務所において、混雑時（お待たせ時間が30分以上の時）には、待ち時間の目安を分かりやすく表示 ・ 相談者のプライバシーへの配慮等の観点も含め、相談スペース等の実情に応じ312年金事務所中186事務所（平成22年3月末現在）で、予約制による年金相談を実施しました。 <p>○年金事務所窓口（312か所）における平均待ち時間（13時現在）の状況は以下のとおりとなっており、依然として、窓口にお越しいただいたお客様を長時間お待たせしている状況にありますが、上記のような取組の結果、待ち時間が1時間以上となっている事務所数は、徐々に減少してきています。</p> <p><平均待ち時間></p> <table border="1" data-bbox="925 1189 1818 1380"> <thead> <tr> <th></th> <th>30分以上1時間未満</th> <th>1時間以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年1月</td> <td>103事務所</td> <td>98事務所</td> </tr> <tr> <td>平成22年2月</td> <td>98事務所</td> <td>68事務所</td> </tr> <tr> <td>平成22年3月</td> <td>108事務所</td> <td>45事務所</td> </tr> </tbody> </table>		30分以上1時間未満	1時間以上	平成22年1月	103事務所	98事務所	平成22年2月	98事務所	68事務所	平成22年3月	108事務所	45事務所
	30分以上1時間未満	1時間以上											
平成22年1月	103事務所	98事務所											
平成22年2月	98事務所	68事務所											
平成22年3月	108事務所	45事務所											

- ウ 年金相談センターの運営を全国社会保険労務士会連合会に委託する等、社会保険労務士等の協力を得て、効果的な業務実施を図る。
- エ 年金事務所の配置や地域ニーズを考慮して、市町村の庁舎、郵便局、農協等を活用した相談事業を実施する。
- オ 端末装置の設置市町村数の拡大を図るなど、市町村との連携強化に取り組む。
- カ 年金相談担当者の事務所内研修の実施及び年金相談マニュアルの充実を図り、相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備する。

○全国 51 か所の年金相談センターにおける年金相談は、平成 22 年 1 月から全国社会保険労務士会連合会に委託しました。委託業務の実施に当たっては、年金相談センターと年金事務所との間で、定例会の開催、疑義照会の回答、混雑状況の情報交換などを行い、連携協力を図りました。

○年金相談センター業務開始直後の平均待ち時間（13 時現在）は 30 分強でしたが、2 月以降は 30 分未満に改善されました。

○コールセンターについては、「ねんきんダイヤル」の平成 22 年 1 月から 3 月までの応答率（総呼数に対する応答呼数の割合）は 45.8%（平成 21 年度の応答率 44.3%）、「ねんきん定期便専用ダイヤル」の平成 22 年 1 月から 3 月までの応答率は 94.6%（平成 21 年度の応答率 92.5%）となっています。

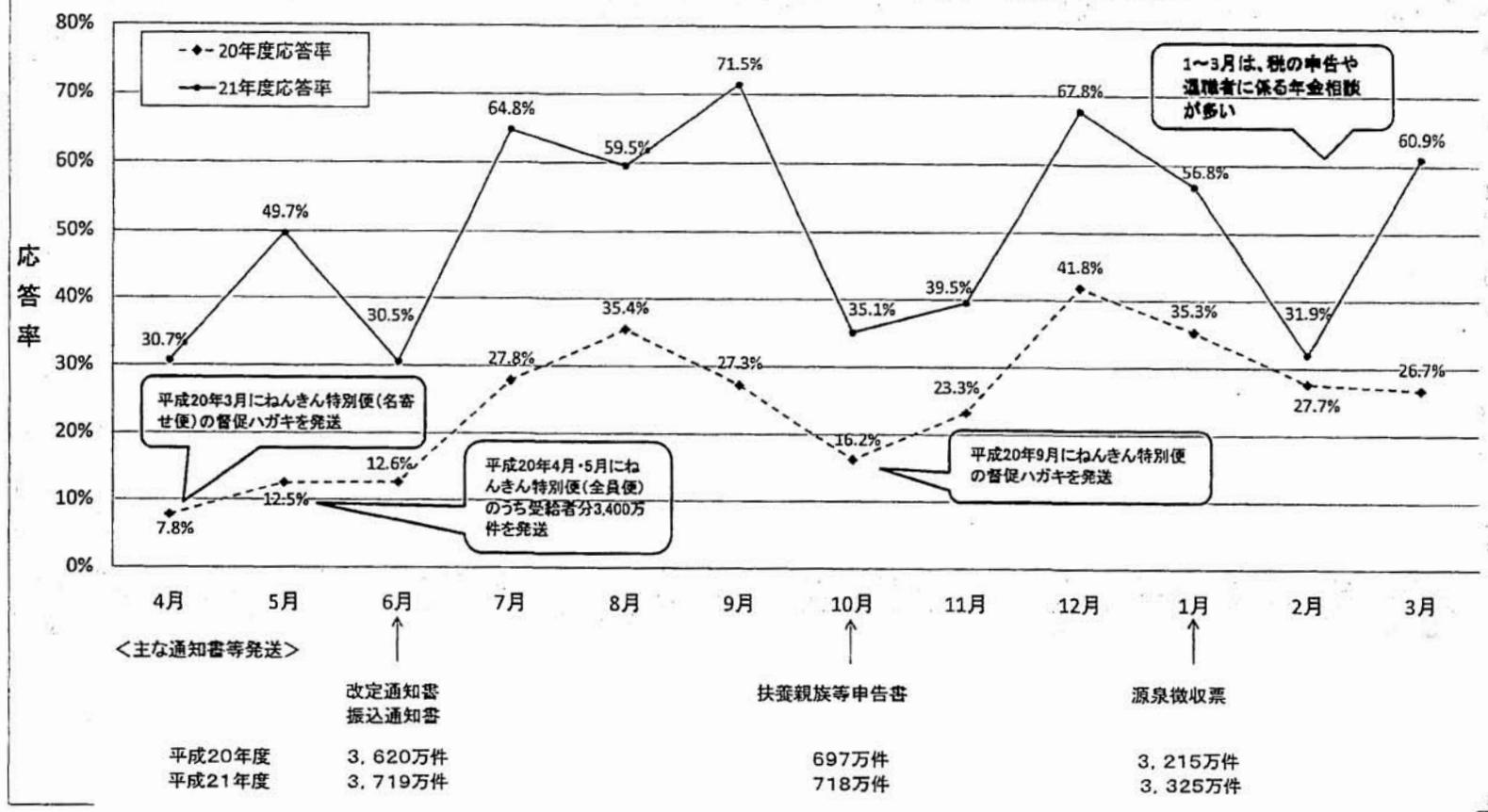
お問い合わせは、日本年金機構から発送する各種の通知に関するものが多く、特に平成 22 年 2 月は、扶養親族等申告書の 2 月定期支払額への反映及び源泉徴収票の発行という季節的な要因により「ねんきんダイヤル」の応答率が低い水準にとどまりました。

< 応答率 >

	平成 22 年 1 月	平成 22 年 2 月	平成 22 年 3 月
一般	56.8%	31.9%	60.9%
ねんきん定期便	94.5%	94.7%	94.5%

【別表 13：ねんきんダイヤルの月別応答状況】

ねんきんダイヤルの月別応答状況(平成20年度・21年度)



【平成20年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総呼数	2,316,336	1,740,211	1,838,637	757,011	639,480	940,278	1,874,383	1,515,335	698,038	1,042,294	1,478,614	1,417,205	16,257,822
応答呼数	180,372	217,400	232,413	210,786	226,409	256,470	303,320	352,608	291,663	367,856	409,283	378,686	3,427,266
応答率	7.8%	12.5%	12.6%	27.8%	35.4%	27.3%	16.2%	23.3%	41.8%	35.3%	27.7%	26.7%	21.1%

【平成21年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総呼数	1,104,266	531,765	1,064,092	437,662	493,543	366,752	1,029,710	1,014,318	461,177	693,098	1,254,970	646,856	9,098,209
応答呼数	339,361	264,184	325,026	283,564	293,822	262,075	361,431	400,555	312,765	393,643	400,961	393,863	4,031,250
応答率	30.7%	49.7%	30.5%	64.8%	59.5%	71.5%	35.1%	39.5%	67.8%	56.8%	31.9%	60.9%	44.3%

○年金事務所の配置状況や地域のニーズを考慮し、年金事務所が設置されていない市町村の庁舎や商工会議所等に職員や社会保険労務士を派遣し、出張相談を実施しました。

出張相談回数（平成22年1月～3月）：1,865回 相談者数：41,179人

○市町村において年金相談を実施していただくために必要となる端末装置を設置し、年金相談を実施していただく市町村数の拡大に努めました。この結果、端末装置の設置市町村数は、平成21年12月末現在の228市町村から平成22年3月末現在では235市町村と7市町村増加しました。

また、従来、原則として「ねんきん特別便」の年金記録に関する相談に限っていた端末装置の利用範囲について、年金記録全般の相談に使用できるようその拡大を検討し、平成22年4月1日より利用範囲を拡大することとしました。

○年金相談担当者のレベルの統一化・向上を図るため、「年金相談マニュアル」の全面改定を平成22年3月に行いました。また、窓口担当職員のスキルアップのために、各ブロック本部において、年金相談経験が少ない職員等を対象とした年金相談研修を実施しました。

平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況
<p>4. 相談、情報提供等に関する事項</p> <p>(2) 広報活動の推進</p> <p>① 社会保険事業の効果的な広報</p> <p>ア 広報目的や対象に応じて適切な広報媒体を選定することにより、より効果的な広報の実施を図る。</p> <p>イ 次のような施策目的に沿った分かりやすい周知広報を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知広報 ・ 国民年金の保険料について、口座振替割引制度、保険料の減免手続、電子納付やコンビニ収納等についての周知広報 ・ 健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格等の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事業主に対する周知広報 ・ インターネットや磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報 	<p>○年金制度の概要や届出手続き等に関する事項について、機構ホームページにリーフレットを掲載するとともに、年金事務所等の窓口に配置し周知を行いました。</p> <p>○制度改正事項（国民年金保険料額の改定、在職老齢年金の支給停止基準額の変更）については、機構ホームページに必要なリーフレット等を掲載するとともに、年金事務所等の窓口に配置し、周知を図りました。</p> <p>○国民年金保険料の納付を促進するため、コンビニエンスストアでの納付、インターネットや携帯電話などによる電子納付、クレジットカードによる納付方法について、納付書の裏面への記載や同封リーフレット等により納付方法の周知を図り、その利用促進に努めました。（再掲）</p> <p>○健康保険・厚生年金の適用（加入手続き）については、事業主を対象とした新規適用事業所説明会、算定基礎説明会などにおいて適正な届出の徹底を図るとともに、定時決定時の調査（船員保険においては標準報酬実態調査）の際の説明及び各種広報媒体（チラシ、パンフレット等）による制度の周知を図り、適正な届出の励行に努めました。</p> <p>○電子申請や磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、電子申請や磁気媒体による届出の手続方法、事業主等が反復・継続的に利用する主な手続について説明した電子申請利用マニュアル、磁気媒体届書作成プログラム及び操作説明書などについてホームページに掲載し、周知を図りました。</p> <p>○年金委員に対する情報提供の方法や研修計画など効果的な連携・協力のあり方について検討を行いました。</p> <p>また、社会保険労務士に対しては、機構本部から発出した指示・依頼等を全国社会保険労務士会連合会を經由して情報提供することとしました。</p>